

## 湖西市と愛知大学との連携・協力に関する協定書

湖西市（以下「甲」という。）と愛知大学（以下「乙」という。）は、相互の立場を尊重し、対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

平成27年10月21日

甲 静岡県湖西市吉美3268番地  
静岡県湖西市

湖西市長

三上元

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携・協力のもと、まちづくり、産業振興、生涯学習など多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

### （連携・協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- (1) 地域のまちづくりの推進
- (2) 地域産業の振興
- (3) 生涯学習・文化・福祉の向上、スポーツ・健康づくりの向上
- (4) 地域貢献人材の育成
- (5) 持続可能な社会・多文化共生社会の構築
- (6) 国際交流の推進
- (7) その他必要と認める事項

乙 愛知県豊橋市町畠町字町畠1番地の1  
愛知大学

愛知大学長

川上千秋元彦

### （地域連絡協議会の設置）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、地域連絡協議会を設置し、適宜協議するものとする。

2 地域連絡協議会の設置については、別に定める。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、自動的に更新され、以後同様とする。

### （その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定書は2通作成し、甲と乙がそれぞれ1通を保有する。